

○岡山市障害者福祉ホーム事業実施要綱

(趣旨)

第1条 現に住居を求めている障害者及びその監護者（以下「障害者等」という。）に、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者等の地域生活を支援することを目的として、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）及び岡山市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第95号。以下「条例」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉ホーム 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第26項に規定する施設をいう。
- (2) 障害福祉サービス 法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。
- (3) 支給決定障害者 市が福祉ホームの支給を認める決定をした者をいう。
- (4) サービス事業所 福祉ホーム事業を行う事業所をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、支給決定障害者に対し行われる福祉ホーム事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業としない。

- (1) 支給決定に係る障害者が他の施設に入所しているとき又は長期の入院加療を必要とするとき。
- (2) その他市長が不相当と認めたとき。

(支給決定)

第4条 福祉ホーム事業の支給を認める決定（以下「支給決定」という。）を受けようと

する障害者は、岡山市地域生活支援事業利用（変更）申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、支給決定を受けようとする障害者が次に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、支給決定を行い、別表に掲げる事項を記載した支給決定書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（以下「通知書」という。）及び地域生活支援受給者証（以下「受給者証」という。）を申請者に交付するものとする。

(1) 市内に住所を有すること。ただし、他の施設に入所若しくは病院に入院している者が継続して福祉ホーム事業の支給を受けようとする場合は、この限りでない。

(2) 法第4条第1項に規定する障害者であること。

(3) 家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難であり、かつ、常時の介護・入院加療を必要とする状態にないこと。

(4) 市長が障害福祉サービスの援護を行うこととなっていること。

（支給決定の変更）

第5条 支給決定障害者は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなったときは、受給者証を添えて岡山市地域生活支援事業利用（変更）申請書により速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 費用負担に変動を生ずる事由が発生したとき。

2 市長は、前項の届出があったときは、記載内容を変更した上で、当該受給者証を支給決定障害者に交付するものとする。

（受給者証の返還）

第6条 支給決定障害者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなったときは、速やかに岡山市地域生活支援事業受給者証返還届（様式第3号）とともに市長に受給者証を返還しなければならない。

(1) 福祉ホーム事業を支給する必要がなくなったとき。

(2) 第3条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき又は第4条第2項に掲げる要件を欠いたとき。

(支給決定の取消し)

第7条 市長は、支給決定障害者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなったときは、支給決定を取り消すことができる。

- (1) 福祉ホーム事業を支給する必要がなくなったと認められるとき。
- (2) 第3条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき又は第4条第2項に掲げる要件を欠いたとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により支給決定を受けたことが判明したとき。
- (4) 第5条第1項に規定する届出を怠ったことが判明したとき。
- (5) 福祉ホーム事業に係る費用を支援を受けた日の属する月の翌々月の末日までに負担しなかったとき。
- (6) その他市長が支給を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消すときは、岡山市地域生活支援事業支給決定取消通知書(様式第4号)により支給決定障害者に通知するものとする。

(補助事業者)

第8条 補助事業者は、第17条の規定により地域生活支援事業者として登録されているものでなければならない。

(補助対象経費)

第9条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金額の算定に当たって対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、支給決定障害者に対して当該支給決定の有効期間内に行う福祉ホーム事業に要する費用に限る。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 施設の建設、維持、管理等に係る経費
- (2) 食材料費
- (3) 家賃
- (4) 光熱水費
- (5) 日用品費
- (6) 福祉ホームにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認

められるもの

(7) その他市長が不相当と認める経費

(補助金額)

第10条 補助金額は、別表2に定める額と補助対象経費とを比較して、そのいずれか少ない方の額に100分の90（次条の規定により、利用者負担額の支払の免除を受けた者にあつては、100分の100）を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）とする。

(費用負担の免除)

第11条 福祉ホーム事業に係る利用者負担額の支払の免除（以下「負担免除」という。）を受けようとする支給決定障害者は、受給者証を添えて岡山市地域生活支援事業利用（変更）申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事由に該当するか否かについて検討し、負担免除の可否を決定し、その結果を記載した受給者証を申請者に交付するものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者であるとき。

(2) 支給決定障害者及び当該支給決定障害者と同一の世帯に属する配偶者が福祉ホーム事業に係る受給者証に記載された有効期間の開始月の属する年度（開始月が4月から6月までのものにあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者であるとき。

(3) 災害等の特別の事情があることにより、費用を負担することが困難であるとき。

(交付の申請)

第12条 補助金の交付申請は、規則及びこの要綱に定める条項の適用を受けることについて同意した上で、サービス事業所ごとに、岡山市地域生活支援事業補助金交付申請書（様式第5号）及び岡山市福祉ホーム事業計画書（様式第6号）を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、毎月10日までとし、第14条の規定により補助金の完了前交付を行うときは、毎年度補助事業を開始した日から2月以内とする。

(着手届及び完了届の免除)

第13条 規則第15条ただし書の規定により、同条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しないものとする。

(補助金の完了前交付)

第14条 規則第19条第1項ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付できる場合は、市の補助金が補助事業に係る全収入額の100分の30以上の割合を占める場合とする。

2 前項の規定により、事業の完了前に交付を行う場合の算定は、前年度に補助金の交付を受けた補助事業者にあつては前年度の実績により算定し、前年度に補助金の交付を受けていない補助事業者にあつては当該年度の年間見込額により算定する。

(交付の請求)

第15条 規則第19条第2項の請求は、岡山市地域生活支援事業補助金請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第16条 第14条の規定により、完了前交付を行った事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日以内に、岡山市地域生活支援事業補助金精算書(様式第8号)に岡山市障害者等福祉ホーム利用実績記録票(様式第9号)を添えて市長に報告しなければならない。

(地域生活支援事業者の登録)

第17条 地域生活支援事業者の登録(以下「事業者登録」という。)の申請は、岡山市地域生活支援事業登録申請書(様式第10号)を市長に提出して行わなければならない。

2 市長は、前項の申請があつた場合において、登録を受けようとする者が、条例第8条、第9条及び第10条並びに次に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは事業者登録を行うものとする。ただし、第2号及び第3号に掲げる要件のいずれにも該当する者で市長が特に必要と認めるものについては、第1号に掲げる要件に該当しない場合であっても、事業者登録を行う。

(1) 市内にサービス事業所を有すること。

(2) 適切な福祉ホーム事業の実施が可能であること。

(3) 事業に必要な備品等を備えていること。

3 市長は、事業者登録を行うときは岡山市地域生活支援事業登録通知書（様式第11号）により、事業者登録を行わないときは岡山市地域生活支援事業登録却下通知書（様式第12号）により申請者に通知するものとする。

（登録変更の届出）

第18条 事業者登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）は、当該事業者登録に係るサービス事業所の名称、所在地その他の事項に変更があったとき又は福祉ホーム事業を廃止したときは、当該変更又は廃止があった日から10日以内に岡山市地域生活支援事業変更（廃止）届出書（様式第13号）によりその旨を届け出なければならない。

（報告の徴収等）

第19条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、登録事業者若しくは登録事業者であった者（以下この条において「登録事業者等」という。）若しくはサービス事業所の従業者若しくは従業者であった者に対して、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは出頭を求め、又は当該職員に關係人に対して質問させ、若しくは登録事業者等の事業所若しくはサービス事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（事業者登録の取消し）

第20条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者登録を取り消すものとする。

(1) 事業者登録を受けることができる要件に該当しなくなったとき。

(2) 規則第20条の規定により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消されたとき。

(3) 前条の規定による報告をしなかったとき、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示をしなかったとき又は虚偽の報告をしたとき。

(4) 登録事業者又はサービス事業所の従業者が、前条の規定により出頭を求められてこれに応じず、同条の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、サービス事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該登録

事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

(5) 登録事業者が、不正の手段により第17条第2項の規定による事業者登録を受けたとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、登録事業者が、福祉ホーム事業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(福祉ホーム事業提供の決定)

第21条 登録事業者は、支給決定障害者から福祉ホーム事業の提供を求められたときは、その者の提示する受給者証によって、支給決定を受けたサービスの種類、支給量及び利用者負担の割合、支給決定の有効期間等を確認するものとする。

2 登録事業者は、福祉ホーム事業の提供を決定するに当たっては、当該支給決定障害者の障害の特性に応じた適切な配慮をし、その者に対し、福祉ホーム事業を利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明しなければならない。

3 登録事業者は、支給決定障害者との間に福祉サービス事業を利用するための契約が成立したときは、当該支給決定障害者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

(1) 福祉ホーム事業を提供するサービス事業所の名称、サービス事業所の代表者氏名及び主たる事務所の所在地

(2) 福祉ホーム事業の内容

(3) 支給決定障害者が支払うべき利用者負担額

(福祉ホーム事業の基本取扱方針)

第22条 福祉ホーム事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行わなければならない。

2 登録事業者は、その提供する福祉ホーム事業の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(福祉ホーム事業の具体的取扱方針)

第23条 登録事業者が行う福祉ホーム事業の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 福祉ホーム事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者等の立場に立ち、サービスの提供が、漫然かつ画一的なものとならないよう努めること。

(2) 福祉ホーム事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、支給決定障害者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(3) 常に支給決定障害者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給決定障害者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

(提供拒否の禁止)

第24条 登録事業者は、正当な理由なく福祉ホーム事業の提供を拒んではならない。

(契約量の報告等)

第25条 登録事業者は、福祉ホーム事業を提供するときは、福祉ホーム事業の内容、その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を当該支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 登録事業者は、福祉ホーム事業の利用に係る契約をしたときは、地域生活支援事業利用契約内容報告書（様式第14号）により市に対し遅滞なく報告しなければならない。

3 前項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第26条 登録事業者は、福祉ホーム事業の利用について市が行うあっせん、調整及び要請並びに岡山県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し協力しなければならない。

(支給決定障害者等に関する市への通知)

第27条 登録事業者は、支給決定障害者が偽りその他不正な行為によって支給決定を受け、又は受けようとしていると認められるときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第28条 登録事業者は、サービス事業所の定員等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な福祉ホーム事業を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の登録事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(福祉ホーム事業の利用の申請に係る援助)

第29条 登録事業者は、支給決定障害者以外の者から福祉ホーム事業の利用の申込みがあったときは、当該者に対し速やかに福祉ホーム事業の提供が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 登録事業者は、福祉ホーム事業の提供が支給決定障害者に係る有効期間の満了により終了しないように、当該支給決定障害者に対し、有効期間の更新等に関し必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第30条 登録事業者は、福祉ホーム事業の提供に当たっては、支給決定障害者の心身の状況、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携)

第31条 登録事業者は、福祉ホーム事業を提供するに当たっては、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 登録事業者は、福祉ホーム事業の提供の終了に際しては、支給決定障害者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービス提供の記録)

第32条 登録事業者は、福祉ホーム事業を提供した際は、提供日その他必要な事項を、記録しなければならない。

2 登録事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者から福祉ホーム事業を提供したことについて確認を受けなければならない。

(登録事業者が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

(利用者負担額等の受領)

第33条 登録事業者は、福祉ホーム事業に要する費用のうち、補助対象経費（その額が別表に定める額を超えるときは別表に定める額。以下同じ。）に当たる部分においては、当該補助対象経費に受給者証に記載されている利用者負担の割合を乗じて得た額（1円

未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額) を利用者負担額として、支給決定障害者から支払を受けるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、登録事業者は第11条の規定による負担免除を受けた支給決定障害者については、前項の規定による利用者負担額の支払を受けてはならない。
- 3 登録事業者は、支給決定障害者から第1項に規定する利用者負担額その他の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

(運営規定)

第34条 条例第4条第10項に掲げるその他運営に関する重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

(掲示)

第35条 登録事業者は、サービス事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第36条 登録事業者は、支給決定障害者等に対し適切な福祉ホーム事業を提供できるよう、サービス事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めておかなければならない。

- 2 登録事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第37条 登録事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 登録事業者は、サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密の保持)

第38条 サービス事業所は、他の登録事業者等に対して、支給決定障害者に関する情報

を提供するときは、あらかじめ文書により支給決定障害者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第39条 登録事業者は、福祉ホーム事業を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、サービス事業所に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

(会計の区分)

第40条 登録事業者は、サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、福祉ホーム事業に係る事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(その他)

第41条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に廃止前の岡山市福祉ホーム事業実施要綱（平成19年市告示第398号。以下「旧告示」という。）第4条第2項の規定による支給決定を受けている者は、この要綱第4条第2項の規定による支給決定を受けた者とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧告示第17条第2項の規定による事業者登録を受けている者は、この要綱第17条第2項の規定による事業者登録を受けた者とみなす。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

通知書及び受給者証の記載事項	支給決定障害者等の氏名、居住地及び生年月日
	当該支給決定に係る障害者等が障害児である場合には、当該障害児の氏名及び生年月日
	交付の年月日及び受給者証番号
	支給量
	支給決定の有効期間
	障害支援区分
	利用者負担割合

別表 2 (第 10 条関係)

利用時間区分	利用単位	補助基準額
1 月	1 人	45,000 円

岡山市地域生活支援事業利用(変更)申請書

岡山市長 様

次のとおり申請します。

なお、この申請につき、市長が私又は私の世帯員の税務関係情報の調査を行うことに同意します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	昭和	年	月	日	続柄
	氏名	(署名又は記名押印)		平成	年	月	日	
	居住地	〒						
	フリガナ		生年月日	平成	年	月	日	令和
	利用申請に係る児童氏名							
障害者であることを証する書類	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳(級) <input type="checkbox"/> 療育手帳(A: B:) <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳(級) <input type="checkbox"/> 特定疾患医療受給者証又は特定疾患登録者証(医療受給者番号) <input type="checkbox"/> 医師診断書(精神障害・難病患者等)							
障害支援区分	非該当・1・2・3・4・5・6(認定を受けている場合に記入してください。)							
申請するサービスの種類等(申請しようとするサービスの種類等にチェックを入れてください。)								
サービスの種類	申請の具体的内容			サービスの説明				
<input type="checkbox"/> 移動支援	障害種別 <input type="checkbox"/> 視覚障害 <input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神障害 <input type="checkbox"/> 難病患者等			屋外での移動が困難な方に、外出のための支援を行います。 身体障害の場合は下肢・体幹機能・移動機能障害1~4級で重度訪問介護に該当しない方が対象です。 知的障害及び精神障害の場合は行動援護に該当しない方が対象です。 難病患者等の場合は視覚障害、下肢機能障害又は体幹機能障害があつて屋外での移動が困難な方が対象です。				
<input type="checkbox"/> 日中一時支援	<input type="checkbox"/> 就労支援(タイムケア) (□施設等 □医療機関) <input type="checkbox"/> 一時的休息(レスパイト) (□施設等 □医療機関)			障害者(児)の家族の就労支援又は介護者の一時的な休息のため、通所して過ごします。 就労支援の場合、勤務証明書の添付書類が必要です。 医療機関は重症心身障害者等医療が必要な方が利用できます。				
				福祉事務所使用欄(医療機関利用確認内容) [重症心身障害者 登録・]				

(裏面に続きます)

サービスの種類	申請の具体的内容	サービスの説明
□福祉ホーム	利用予定事業所名	住宅事業等の理由により、居宅において生活が困難な方が利用できます。
□地域活動支援センター等	<input type="checkbox"/> 地域活動支援センターⅠ型 <input type="checkbox"/> 地域活動支援センターⅡ型 <input type="checkbox"/> 地域活動支援センターⅢ型 <input type="checkbox"/> 小規模作業所 利用予定事業所名	通所して創作的活動及び生産活動を行います。
□生活サポート	必要とする支援	障害支援区分が非該当の場合、日常生活に関する支援及び家事援助を行います。
□訪問入浴サービス	必要とする支援	入浴が困難な寝たきりの状態の重度身体障害者の居宅に訪問入浴車を派遣し、簡易浴槽等を用いて入浴の機会を提供します。 通所サービス、訪問系サービス等の他制度の入浴支援では入浴困難な場合に利用できません。
費用負担の免除		
<p style="text-align: center;">利用者負担額免除申請欄</p> <p>(1) 生活保護を受給しているため、利用者負担額の免除を申請します。</p> <p>(2) 市町村民税非課税世帯(注)に属するため、利用者負担額の免除を申請します。 (いずれかに○をつけること。)</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名</p> <p style="text-align: right;">(署名又は記名押印)</p>		
<p>(注) 18歳以上(入所施設利用者は20歳以上)の障害者の「世帯」の範囲は、住民票に記載された世帯ではなく、「障害のある方本人及び同一の世帯に属する配偶者」です。</p>		

様式第2号

削除

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

岡山市地域生活支援受給者証返還届

岡山市長 様

居住地

氏 名

下記の理由により、岡山市地域生活支援受給者証を返還します。

- 1 利用決定者氏名
- 2 返還理由
- 3 返還理由の発生日

様式第4号(第7条関係)

第 号
年 月 日

岡山市地域生活支援事業利用決定取消通知書

様

岡山市長 印

年 月 日付けで地域活動支援事業の利用決定を取り消すので通知します。

1 利用決定者氏名

2 利用の期限 年 月 日まで

3 取消しの理由

岡山市地域生活支援事業補助金交付申請書

岡 山 市 長 様

申請金額		百万			千			円
------	--	----	--	--	---	--	--	---

内 訳				年			月	
	申請補助事業名			明細書件数	金 額			
	合 計							

上記のとおり申請します。

申請に当たっては、岡山市補助金等交付規則及び岡山市障害者福祉ホーム事業実施要綱に定める条項の適用を受けることについて同意します。

年 月 日

事業所番号																	
申請事業所	住 所 (所在地)																
	電話番号																
	名称																
	職・氏名	(署名または記名押印)															

様式第6号(第12条関係)

岡山市福祉ホーム事業計画書

1 事業種別

2 事業所名

3 事業実施期間

4 職員配置	常勤	人	非常勤	人
	専任	人	兼務	人

5 実利用人員見込み数 人

6 補助金所要額 円

内訳

岡山市地域生活支援事業補助金請求書

岡 山 市 長 様

請求金額		百万			千			円
------	--	----	--	--	---	--	--	---

内 訳	平成			年			月	
	請求補助事業名				明細書件数		金 額	
	合 計							

上記のとおり請求します。

年 月 日

事業所番号															
請求者	住 所 (所在地)														
	電話番号														
	名称														
	職・氏名														

岡山市地域生活支援事業補助金精算書

岡 山 市 長 様

精算金額			百万			千			円
------	--	--	----	--	--	---	--	--	---

内 訳				年			月			
	精算補助事業名				明細書件数		金 額			
	合 計									

上記のとおり精算（請求・返納）します。

年 月 日

事業所番号																			
精算者	住 所 (所在地)																		
	電話番号																		
	名称																		
	職・氏名																		

様式第9号（第16条関係）

年 月分

岡山市障害者等福祉ホーム利用実績記録票

番 号		(事業所番号)	
利用決定者		事業所名	
契約支給量		障害程度区分	

日付	曜日	サービス提供の状況	補助基本金①	利用者負担金②	補助金計 ①-②
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
合計					

上記のとおり利用しました。

年 月 日

署名又は記名押印

枚目

枚中

様式第10号（第17条関係）

地域生活支援事業登録申請書

年 月 日

岡山市長様

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の規定に基づく地域生活支援事業を実施する事業者として登録したいので、関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	フリガナ										
	氏名（名称）										
	フリガナ										
	住所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 -)									
	申請者連絡先	電話番号					FAX番号				
設置者	法人の種類別										
	代表者の職・氏名	職名					フリガナ				
							氏名				
申請する事業所等	フリガナ										
	代表者の住所	(郵便番号 -)									
	フリガナ										
	事業所（施設）の所在地	(郵便番号 -)									
申請する事業の種類	事業所連絡先	電話番号					FAX番号				
	相談支援事業					日中一時支援（レスパイト）					
	コミュニケーション支援事業					日中一時支援（タイムケア）					
	移動支援事業					生活サポート事業					
	地域活動支援センターⅠ型										
	地域活動支援センターⅡ型										
	地域活動支援センターⅢ型										
	小規模作業所										
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において既に指定を受けている場合	(事業所番号)										
	(障害福祉サービスの種類)										

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における事業者指定申請中の場合は、事業所番号は記入する必要はありません。

様式第11号(第17条関係)

第 号
年 月 日

岡山市地域生活支援事業登録通知書

申請者 住 所 (主たる事務所の所在地)
氏 名 (名称及び代表者氏名) 様

岡山市長 印

年 月 日付けで申請のありました地域生活支援事業を行う者としての申請について、次のとおり登録したので通知します。

サービスの種類	
事業所の名称	
事業所の所在地	
主たる障害の種別	
事業所番号	
事業開始年月日	年 月 日
備考	

様式第12号(第17条関係)

第 号
年 月 日

岡山市地域生活支援事業登録却下通知書

申請者 住 所 (主たる事務所の所在地)
氏 名 (名称及び代表者氏名) 様

岡山市長 印

年 月 日付けで申請のありました地域生活支援事業を行う者としての申請について、次のとおり登録できませんので通知します。

1 サービスの種別

2 理由

岡山市地域生活支援事業変更（廃止）届出書

年 月 日

岡山市長 様

届出者 住 所（主たる事務所の所在地）

氏 名（名称及び代表者氏名）

地域生活支援事業について、登録に係る事項を変更又は事業を廃止したので、岡山市障害者福祉ホーム事業実施要綱第18条の規定により届け出ます。

		事業所番号																		
登録内容を変更（事業を廃止）した事業所		名 称																		
		所 在 地																		
		サービスの種類																		
変更事項		変更の内容																		
1	事業所の名称	(変更前)																		
2	事業所の所在地																			
3	申請者の名称																			
4	主たる事務所の所在地																			
5	代表者の氏名及び住所																			
6	定款・寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等（当該事業に関するものに限る。）	(変更後)																		
7	事業所の平面図及び設備の概要																			
8	運営規程																			
9	主たる障害の種類																			
10	事業の廃止	(廃止した理由)																		
		(現にサービスを受けていた者に対する措置)																		
変 更（廃 止）年 月 日		年 月 日																		

- 備考 1 「変更事項」欄は、該当項目番号に「○」を付してください。
 2 変更内容がわかる書類を添付してください。
 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

地域生活支援事業利用契約内容報告書

年 月 日

事業所番号																			
事業者及び 事業所名称 代表者氏名	住 所 (所在地)																		
	電話番号																		
	名 称																		
	職・氏名																		

下記のとおり当事業者との契約内容について報告します。

岡 山 市 長 様

利用者番号																				
申請者氏名											児童氏名									

契約内容又は契約内容変更による契約支給量等の報告

事業者記入欄の番号	サービス内容	契約支給量	契約日	理 由
				<input type="checkbox"/> 新規契約 <input type="checkbox"/> 契約変更
				<input type="checkbox"/> 新規契約 <input type="checkbox"/> 契約変更
				<input type="checkbox"/> 新規契約 <input type="checkbox"/> 契約変更
				<input type="checkbox"/> 新規契約 <input type="checkbox"/> 契約変更

既契約の契約支給量によるサービス提供を終了した報告

事業者記入欄の番号	サービス内容	提供解除日	契約解除日までの既提供量	理 由
				<input type="checkbox"/> 契約終了 <input type="checkbox"/> 契約変更
				<input type="checkbox"/> 新規契約 <input type="checkbox"/> 契約変更
				<input type="checkbox"/> 新規契約 <input type="checkbox"/> 契約変更
				<input type="checkbox"/> 新規契約 <input type="checkbox"/> 契約変更

様式第1号 (第4条, 第5条, 第11条関係)

様式第2号 削除

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第12条関係)

様式第6号 (第12条関係)

様式第7号 (第15条関係)

様式第8号 (第16条関係)

様式第9号 (第16条関係)

様式第10号 (第17条関係)

様式第11号 (第17条関係)

様式第12号 (第17条関係)

様式第13号 (第18条関係)

様式第14号 (第25条関係)